

令和6年度後期 授業料減免申請（入力）方法

【 おおまかな流れ 】

- ① 事務管理公開システムから、申請書に記入する内容を入力
- ② 入力（登録）後に表示される申請書を印刷
- ③ 入力内容に基づき表示される「必要な添付書類」を準備
- ④ ②と③を学生センター（宮古に在籍する学生は宮古事務局）に提出

【注意】 原則、手書きでの申請は受け付けません。

【注意】 「入力（登録）」だけでは、申請は完了しません。必ず添付書類を揃えて期限までに「提出」してください。

【 入力（登録）の流れ 】

0.1 事務管理システム（Active Academy Advance）にログイン

The screenshot shows the Active Academy Advance Portal. The top header includes the logo and the text "Active Academy Advance / Portal". Below the header, a welcome message reads: "Welcome 事務局 学生（ソフトII）さん! ここはあなたの Personal Page です." The main content area is divided into a left sidebar and a main panel. The sidebar contains several menu items, including "Web申請" (Web Application) and "授業料減免等申請 登録" (Application for Tuition Waiver, etc. Registration), which is highlighted with a red box. The main panel displays a "My Schedule" section with a calendar view for the period from 2022/07/10 to 2022/07/16. The calendar shows a grid of dates with a "集中地" (Concentration) label at the bottom. Below the calendar, there are two status bars: "あなた宛の新しいお知らせが、 0 件あります。" (You have 0 new notices) and "新しい連絡事項が、 0 件あります。" (You have 0 new contact items).

- (1) 「授業料減免等申請 登録」を選択

0.2 申請区分の入力

Active Academy Advance

残り時間
59分

時間を延長する

各種申請入力

2022年度 前期 授業料の（減免、納付期限の変更、分割納付）を申請します。

申請区分
申請内容は、以下から選択してください

☒ 減免	減免不承認となった場合 ☐ 納付期限の変更を申請する。 (納付期限) ☐ 分割納付を申請する。 ☒ いずれも申請しない	納付期限はプルダウンリストから選択してください。
☐ 納付期限の延長	納付期限	
☐ 分割納付	分割回数 3 回	分割回数は3回となります。

震災減免申請
平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による次のいずれかの被害を受けた授業料等の減免を申請される方は、「震災減免申請をする」を選択して申請理由等を入力※「震災減免申請をする」が未選択の場合、申請理由等の内容は登録されません

☒ 震災減免申請をする ※申請区分が「減免」の場合、申請可能です	☒ 住居の全壊 ☐ 住居の大規模半壊 ☐ 住居の全焼 ☐ 住居の流出	対象住居の所在地 (住居被災)	岩手県宮古市●●町 99-9-○号室
	☐ 学費負担者が死亡 ☐ 学費負担者が行方不明	学費負担者の氏名	
		続柄	
		死亡の場合年月日	年 月 日 クリア
	☐ 帰還困難区域からの立退き ☐ 居住制限区域からの立退き ☐ 避難指示解除準備区域からの立退き	対象住居の所在地 (立退き)	

提出する（した）証明書の内容に合致する理由を選択してください。

(1) 「減免」「納付期限の延長」「分割納付」のいずれかを選択

※ 納付期限、分割回数はプルダウンリストから入力

(2) 「減免」を選択する場合は、減免不承認となった場合の「第二希望」を選択

※ 修学支援新制度（給付奨学金）に同時に申請する場合は減免の判定が 12 月となるため、「分割納付（12 月、1 月、2 月の 3 分割）」、「納付期限変更（12 月納付）」は選択しないでください。

(3) 東日本大震災津波の被害を受けた者を対象とした減免制度に申請する場合は、「震災減免申請」の欄にも必要事項を入力

※ 次の場合は、東日本大震災津波の影響を受けた場合であっても、「震災減免を申請する」を選択する必要はありません。

- ・ 授業料減免を希望せず、「納付期限の延長」又は「分割納付」のみを希望する場合
- ・ 修学支援新制度の支援区分が I の場合

1 家庭状況の入力

家庭状況調査

(1)申請日現在の状況により入力してください

(2)金額について、千円単位で記載するものにはあっては端数を切り捨ててください

1. 家族及び収入等

(1)申請者と生計を一にする家族全員について入力します

(2)別居の兄弟姉妹、祖父母等は、仕送り等により生計を維持(扶養)している場合に限り入力するものとし、独立して別生計である場合には入力しないでください

(3)学生が独立生計者である場合には、本人又は配偶者を父母の欄に入力し、続柄欄を内容に応じて訂正してください

※独立生計者は以下のすべてに該当する方

- ・所得税、健康保険等あらゆる制度上、父母等の被扶養者となっていないこと
- ・父母等と別居していること(学生が父母等を扶養している場合を除く)
- ・本人又は配偶者の収入により生計を維持していること

1.1.就学者を除く家族

就学者以外の方を入力してください

続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職	給与収入・年金収入等	給与外所得
父	奥大 一郎	45	会社員	28年	㈱ケンダイ営業部長	5000千円	0千円
父	奥大 一郎	48	会社員	30年	(株)奥子 総務課長	4567千円	0千円
母	奥大 花子	45	公務員	23年	滝沢市役所 主査	5678千円	0千円
兄	奥大 健太	22	会社員	0年	(株)盛短銀行	3456千円	0千円
妹	奥大 さくら	3	無職	0年	未就学児	0千円	0千円
祖父	奥大 一	78	農業	63年	農業	1234千円	500千円

父子・母子家庭となった理由と時期 年 月

入力例

※1、2行目：父、
※2行目：母
※3～5行目：その他
※1、2行目に父母以外の情報を入力しないこと。不在の場合は空欄としてください。
※欄が不足する場合はご相談ください。

母子・父子家庭の場合、必ず入力すること。入力により収入から一定額を控除して審査されます。

1.2.就学者

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学(大学院、専攻科、別科を含む)、放送大学については、全科目履修生、特修生に限る)

盲学校、ろう学校、養護学校、専修学校(高等課程、専門課程に限る)に在学する方を入力してください

(注)専修学校一般課程及び各種学校(予備校、職業訓練校等)に在学する者は、「就学者を除く家族」欄に入力してください

続柄	氏名	年齢	学校設置者	学校種類	学校名	学年	住居区分	前年度の授業料減免状況(前期)		前年度の授業料減免状況(後期)	
								減免の有無	授業料納付額	減免の有無	授業料納付額
本人	奥大 太郎	19	国公立	大学・短大・大学院	岩手県立大学	2	自宅外	全部	千円	一部	133千円
弟	奥大 次郎	18	私立	大学・短大・大学院	盛岡大学	1	自宅外	なし	千円	なし	千円
									千円		千円
									千円		千円

1.1 「就学者を除く家族」の情報を入力

- ・幼稚園、保育園に通うきょうだいは「就学者以外」の欄に入力してください。
- ・就職しているきょうだいであっても、学資負担者と同居している場合は入力が必要です。
- ・在職期間は「～年目」で入力してください。(申請する年の4月に就職した場合は、「1」としてください。)
- ・収入は添付資料に記載がある額の千円未満を切捨てて、千円単位で入力してください。

[例] 4,567,890 円→4,567 千円

※ 4,500 千円などと「まるめたり」、4568 千円と「四捨五入したり」しないこと。

- ・祖父母など、住民票上の世帯が別であっても同居している場合には入力し、必要な添付書類を提出してください。

1.2 就学者(＝学校に通っている人)の家族情報を入力

- ・各欄とも漏れなく正確に入力してください。
- ・授業料減免状況を入力する欄は、あくまで「前年度」のものです。申請年度の前期状況は入力する必要はありません。また、授業料の一部を納付した場合は納付した額を入力してください。

(例) 半期授業料 267,900 円の大学に通うきょうだいが「1/4 免除」→ 納付額 200,925 円÷200 (千円) と入力

1.3 本人の収入状況等／2 臨時所得

1.3.1 本人受給奨学金

1.3.1.1 本人受給奨学金

学生本人が現在受給している奨学金の内容及び申請年度の受給見込額を奨学金団体別に入力してください

奨学金団体名	返還の義務	受給開始年月	受給月額	今年度受給見込額	
日本学生支援機構 貸与 第一種	あり	2022年 4 月	51千円	612千円	(入力例)
日本学生支援機構 第二種	あり	2021 年 4 月	120 千円	144 千円	
		年 月	千円	千円	
		年 月	千円	千円	

1.3.2.1 その他の収入（アルバイト等）

申請日時点で学生本人が職業（3か月未満の短期的アルバイトを除く）に従事し、今後も継続して収入がある場合に、前年1月から12月までの税込収入額を入力してください。
就業期間が1年未満である場合は、申請前3か月の平均月収の12か月分を収入金額としてください

収入の内容	収入金額	
アルバイト	567千円	(入力例)
アルバイト	456 千円	
	千円	
	千円	

1.3.3.1 日本学生支援機構奨学金の申込状況（申し込んでいるものを選択）

現在奨学金を受給していない場合で、日本学生支援機構の直近の募集に申込みをしている時のみ、申込した奨学金を選択してください
(申請期に授業料減免申請と同時に申込みを行う場合にも選択してください)

- ☐ 第一種奨学金
☐ 第二種奨学金
☒ 給付型

2. 臨時所得

申請前6か月以内のものとし、収入金額から必要経費を控除した金額を入力してください

☒ 無し ☐ 退職金 ☐ 保険金（失業給付金を除く） ☐ 資産譲渡所得 ☐ 山林所得 ☐ その他

[その他の場合入力]

金額： 千円

1.3.1 本人受給奨学金

- ・ 給付奨学金については、その内容を漏れなく入力してください。収入としてカウントされます。
- ・ 複数の給付奨学金を利用している場合、そのすべての情報を入力してください。
- ・ 年度途中で給付月額が変わる場合は、「今年度受給見込額」が実際の額となるよう入力してください。
(今年度受給見込額が受給月額の12倍になっていなくても構いません。)
- ・ 給付奨学金と貸与奨学金の両方を利用している場合、貸与奨学金の情報は入力不要です。
- ・ 複数の貸与奨学金を利用している場合、いずれかの情報を入力するだけで構いません。
- ・ 貸与奨学金は収入としてカウントされません（高額な貸与月額であっても、審査が不利になることはありません。）

1.3.2 その他の収入（アルバイト等）

- ・ 「単発」「始めたばかり」「既に辞めた」「辞める予定」のアルバイトについては、入力する必要はありません。
- ・ 添付する書類に記載の内容と差が生じないように入力してください。
(だいたい毎月3万円くらいだから12倍の36万で…というような「感覚」で入力しないでください。)

1.3.3 日本学生支援機構奨学金の申込状況

- ・ 申請時点で「申込中」の奨学金を選択してください。
- ・ 既に利用中のもの（「1.3.1」の欄に入力した奨学金）は選択しないでください。

2. 臨時所得

- ・ 1で登録した家族のいずれかに該当する収入がある場合は、選択のうえ金額を入力してください。
- ・ 該当する臨時所得が複数ある場合は、申請書提出時に職員にその旨申し出てください。

3. 特別支出額控除 ※この項目に関しては金額を円単位で入力願います。（千円単位ではありません）

3. 特別支出額控除

次のいずれかに該当する場合には、内容を入力してその事実を確認できる書類を添付することにより、家計所得算定上の特別控除を受けることができます

3.1. 長期療養者等

生計を一にする家族の中に障害のある者がいる場合、又は障害や長期療養によりその医療費等について特別な支出がある場合に入力してください

続柄	氏名	疾病／障がい	発病年月日	病名等	医療費等の額
祖父	奥大 一	疾病	2021 年 4 月 1 日 (木)	心臓病	50000 円
					円
					円

3.2. 家計支持者別居

主たる家計支持者が単身赴任等（季節労働を除く）により別居していて、これに伴う特別な支出の増加がある場合

※主たる家計支持者である父親の単身赴任等が該当します。学生本人が通学のため家族と別居している場合は該当しません

3.2.1. 別居先住所

住所	郵便番号 010 - 0001 住所設定 (半角数字)
住所	秋田県秋田市中通1-1-1
電話番号	999-9999-9999

3.2.2. 別居による特別経費

- (1) 住居費（家賃）、光熱水費、家具・家事用品の購入費の実費が対象となります
(2) 食費、電話料など別居の有無にかかわらず支出を要する経費は対象となりません
(3) 支出した費用を確認できる書類（領収書の写等）の添付が必要です

住居費	600000 円
水道料	60000 円
家具	0 円
電気料	120000 円
ガス代	0 円
家事用品	0 円
計	780000 円 計算

3.3. 被災等

(1) 本人又は学費負担者が、申請前6か月以内に被災（天災、火災、盗難等）した場合に入力してください

(2) 対象経費は以下

- ・単に被害額や償却費をそのまま控除するものではありません
 - ・日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合には、最低限度の衣料、家具購入費、修理費等とします
 - ・生活費を得るための基本的な生計手段（田、畑、店舗等）に被害を受けた場合には、長期（2年以上）にわたって収入減を予想される年間金額とします。
- 算定の根拠となる資料を添付してください
- ・所得税の雑損控除を受ける場合には、確定申告書に記載された金額を控除することができます
 - ・保険や損害賠償により補填される金額がある場合には、これを確認できる書類を添付してください

被災種別	☒ 無し ☐ 風水害 ☐ 火災 ☐ その他
	その他の場合入力
被災年月日	年 月 日 クリア
被災状況	
被災額	円

3.4. 合計

合計	830000 円 計算
----	-------------

3.1 長期療養者等

- ・ 家族に障がい者や長期療養者（6か月以上かつ現在も療養中）がいる場合に入力
- ・ 障害者1人につき定額を控除（障がい者手帳等の写しを提出）
- ・ 長期療養者については、診断書＋医療費の領収書を提出することで、療養に要した費用（1年分）を控除

3.2 家計支持者別居

- ・ 家計支持者が別居（単身赴任）している場合の費用（1年分）が控除されます。
- ・ 他の大学に進学しているきょうだい等に生じる費用は対象となりません。
- ・ 領収書等、支出の実績を確認できないものは対象となりません。

3.3 被災等

- ・ 申請前6か月以内に被災（火災や盗難も含む）した場合に入力してください。

4.提出書類に関する設問 ※ 設問に答えることで、提出が必要な添付書類を判定します。

提出書類に関する設問

1. 日本学生支援機構の奨学金、岩手県立大学学業奨励金以外の奨学金を受給または受給する予定ですか？

- ☒はい
☐いいえ

2. 世帯の中に前年1月～申請日までに転職又は新たに就職した方がいますか？

- ☒はい
☐いいえ

3. 世帯の中に年金・恩給等受給者がいますか？

- ☒はい
☐いいえ

4. 世帯の中に雇用保険（失業給付金）受給者がいますか？

- ☒はい
☐いいえ

5. 生活保護受給世帯ですか？

- ☒はい
☐いいえ

6. 児童扶養手当受給世帯ですか？

- ☒はい
☐いいえ

7. 申請前6か月以内に臨時的な所得がありましたか？（退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等）

- ☒はい
☐いいえ

8. あなたは3か月以上継続してアルバイトに従事していますか？

- ☒はい
☐いいえ

9. あなたは独立して生計を立てていますか？

- ☐はい
☐父母等の被扶養者でない（健康保険・所得税等全て）
☐父母等と別居している
☐あなた又はあなたの配偶者の収入のみで生計を立てている
☒いいえ

10. あなたは外国人留学生ですか？

- ☐はい
☐本国からの送金がある
☐本国からの送金がない
☒いいえ

11. 世帯の中に障がい者がいますか？

- ☐はい
☒いいえ

12. 世帯の中に長期療養者（6か月以上）がいますか？

- ☒はい
☐いいえ

13. 単身赴任等で家計支持者が別居していますか？

- ☒はい
☐いいえ

14. 申請前6か月以内に風水害・火災等の災害を受け、長期にわたる支出増又は収入減がありましたか？

- ☐はい
☒いいえ

15. 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による次のいずれかの被害を受けましたか？

- (1) 住居（学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）の住居を含む。以下同じ。）の全壊・大規模半壊
(2) 住居の全焼 (3) 住居の流失 (4) 学費負担者の死亡又は行方不明 (5) 学費負担者の住居が、福島第一原子力発電所の事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた

- ☐はい
☒いいえ

5.仮登録

害を受け、長期にわたる支出増又は収入減がありましたか？

はい/いいえ

最近のいずれかの被害を受けましたか？

(以下「学費負担者」という。)の被害を含む。(以下同じ。)の金庫・大規模半壊
(1) 学費負担者の死亡又は行方不明 (2) 学費負担者の住居が、福島第一原子力発電所
の事故による津波影響区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた

はい/いいえ

上記の内容で仮登録 上記の内容で本登録

ページ先頭へ戻る

- ・ 仮登録したものは、保存され再編集が可能です。

6.本登録

はい/いいえ

10. あなたは外国人留学生ですか？

はい/いいえ

11. 世帯の中に障がい者がいますか？

はい/いいえ

12. 世帯の中に長期療養者（6か月以上）がいますか？

はい

13. 単身赴任等で家計支援者が別居していますか？

はい

14. 申請前6か月以内に風水害・火災等の災害を受け、長期にわたる支出増又は収入減がありましたか？

はい/いいえ

15. 平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波による次のいずれかの被害を受けましたか？

(1) 住居（学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）の被害を含む、以下同じ。）の金庫・大規模半壊
(2) 住居の金庫 (3) 住居の流失 (4) 学費負担者の死亡又は行方不明 (5) 学費負担者の住居が、福島第一原子力発電所
の事故による津波影響区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた

はい/いいえ

登録を確定して申請 内容を修正する

- ・ 本登録を選択すると、確認画面が表示されます。誤りがある場合には「内容を修正する」を選択してください。
- ・ 「登録を確定して申請」を選ぶと、再編集ができなくなります。本登録後に誤りに気付いた際には、印刷をした申請書に手書きで訂正内容を記入し、提出時にはその内容について申し出るようにしてください。

7. 申請書印刷

授業料減免等申請が完了しました。
おつかれさまでした。
左記のボタンから申請書のPDF出力・印刷して大学に提出してください。
申請する際に提出が必要な書類は以下になります。

申請書印刷 提出書類印刷

<必ず提出する書類>

No.	提出する書類	注意
1	授業料減免等申請書（様式第1号） ※現況証明書（様式第2号）	・留学生の方は別紙「外国人留学生状況等申請書」も提出すること。
2	所得・課税証明書 （市町村が発行する最新のものを）	○学生本人、就学者（学校に通っている人）を除く世帯内全員の提出すること。 ・学生本人が独立生活者となる場合は、学生本人分が必要。 ・期前・期後申請時、世帯全員でも提出が必要。 ○申請時点で発行を受けることができる最新のものを提出してください。 ・期前申請時点では前々年、後期申請時点では前年の収入に基づく所得課税証明を提出すること。 ・所得金額と課税額の両方が記載されているものを提出すること。 ・原本を提出すること。（等し即可）
3	確定申告書の写し 又は 源泉徴収書の写し	○世帯の中で「収入が給与所得のみで確定申告をしていない方」については、源泉徴収書の写しを提出すること。 ○申請前年の所得・収入が確認できるものを提出すること。 ・確定申告書：申請する年の1月以降に税務署等に提出した申告書の本人控えの写し。 ・源泉徴収書：申請する年の1月以降に交付されたものの写し。

<該当事項に応じて提出する書類>

No.	該当事項	提出する書類	提出場所
1	日本学生支援機構の奨学金、若手国立大学学費奨励金以外の奨学金を受給している（受給する予定）場合	・受給が分かる書類（奨学金証書） （※受給中の奨学金を受給していることが授業料減免の要件の一つとなっています。ただし、入学した期についてはこの限りではありません。）	奨学金の取扱者
2	世帯の中に令和3年1月～申請日までと期間又は新たに期間した方がいる場合	・月収（又は年収）発生証明書 ・最近3か月分の給与支払明細書（等）	左記のいずれか 税関・税関後の勤務先
3	世帯の中に年金、退職金受給者がある場合	・年金等の決定通知書（等） ・年金等決定通知書（等） ・年金等支払通知書（等）	左記のいずれか （令和2年1～令和2年12月の受給額） 社会保険庁等 （等）
4	世帯の中に雇用保険（失業給付金）受給者がいる場合	・雇用保険受給資格者証（等）	受給額・期間がわかるもの 就業安定所
5	生活保護受給世帯である場合	・保護開始（変更）通知書（等） ・支給証明書（等）	左記のいずれか （支給額がわかるもの） 福祉事務所等
6	児童扶養手当受給世帯である場合	・児童扶養手当支給書証（等）	支給額がわかるもの 市区町村役場
7	臨時所得がある場合 （申請前より1月以内に発生、退職金、葬儀・葬式代金等）	・退職所得の源泉徴収票（等） ・退職金支払通知書（等） ・葬儀代金支払通知書（等）	左記のいずれか 勤務先・保険会社等

- 6の画面で「登録を確定して申請」を押下すると、画面が切り替わり、右上に「申請書印刷」「提出書類印刷」と表示されます。
- 「申請書印刷」を押下すると、入力内容が反映された4種の申請書がPDFで表示されます。
 - 給付奨学金支援区分Ⅰの人は様式第7号だけを印刷してください。
 - 給付奨学金支援区分Ⅱ～Ⅳの人は、様式第1号、様式第2号、様式第7号を印刷してください
 - 給付奨学金を新たに申請する人（予約採用の1年生を含む）は、様式第1号、様式第2号、様式第6号を印刷してください。
 - 給付奨学金を利用しない（申請しない）人は、様式第1号、様式第2号を印刷してください。

art_PrintPreview.aspx - Google Chrome

https://aadv.instate-ps.ac.jp/aa_web_3/art_PrintPreview.aspx

art_PrintPreview.aspx

1 / 5 100% +

様式第1号（第10条関係）

2022年8月4日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

現住所 _____

申請者 看護学部 第1学年

学籍番号 Z990011011 氏名 デストユーザ1

授業料減免等申請書

2022年度 後期授業料の（減免、納付期限の変更、分割納付）を申請します。

区分 （いずれかを○で囲んでください。）	申請内容等
① 減免	減免不承認となった場合 （いずれかを○で囲んでください。） 1 納付期限の変更を申請する。 （納付期限 年 月 日） 2 分割納付を申請する。（分割回数 回） ③ 1、2いずれも申請しない。
2 納付期限の変更	納付期限 年 月 日
3 分割納付	分割回数 回

(A 4)

- 印刷が終わったら、PDFを閉じてください。

（注意）現住所の欄には大学に届け出ている住所が印字されます。登録確定後に現住所と異なる住所が印字されていることに気付いた場合は、手書きで修正のうえ、速やかに住所変更の手続きを行ってください。

8. 添付書類（一覧）印刷

- ★ 修学支援新制度の支援対象者のうち、第Ⅰ～第Ⅲ区分となっている場合、添付書類は不要ですので、「提出書類印刷」をする必要はありません。ただし、「7. 申請書印刷」に記載の申請書の提出は必要です。
- ★ 修学支援新制度の支援対象者のうち、第Ⅳ区分停止中で多子世帯該当有無の確認中の場合、申請書も添付書類も必要です。
- ★ 修学支援新制度の停止中の人、支援を受けていない人は、申請書も添付書類も必要です。

授業料減免等申請が完了しました。
おつかれさまでした。
左記のボタンから申請書のPDF出力・印刷して大学に提出してください。
申請する際に提出が必要な書類は以下になります。

＜必ず提出する書類＞

No.	該当事項	提出する書類	提出場所	本人確認	
1	授業料減免等申請書（様式第1号） 家庭状況調査書（様式第2号）	・留学生の方は別紙「外国人留学生状況等申請書」も提出すること。 ・留学生本人、就学者（学校に通っている人）を除く世帯内全員分を提出すること。 ・学生本人が独立生活計となる場合は、学生本人分も必要です。 ・短期、年金受給者、専業主婦でも提出が必要です。 ・申請時点で発行を受けていることが最も最新のものを提出してください。 ・前期申請時点では前々年、後期申請時点では前年の収入に基づく所得税証明を提出すること。 ・所得金額と課税額が両方に記載されているものを提出すること。 ・原本を提出すること。（写し不可）	留学金の実施者	☐	
2	所得・課税証明書 （市町村が発行する最新のものを）	・所得（又は年収）税証明書を ・最近3か月分の給与支払明細書（写） ・年金等の源泉徴収票（写） ・年金等改正通知書（写） ・年金等支払通知書（写）	左記のいずれか （令和2年1～3月の所得税 課税がわかるもの）	税務・税務後の勤務先	☐
3	確定申告書の写し 又は 源泉徴収票の写し	・授業の中で「収入が給与所得のみで確定申告をしていない方」については、源泉徴収票の写しを提出すること。 ・申請前年の所得・収入が確認できるものを提出すること。 ・確定申告書・申請する年の1月以降に税務署等に提出した申告書の本人提出の写し ・源泉徴収票・申請する年の1月以降に交付されたものの写し	左記のいずれか （税務課・税務がわかるもの）	税務署・税務所	☐

＜該当事項に応じて提出する書類＞

No.	該当事項	提出する書類	提出場所	本人確認	
1	日本学生支援機構の奨学金、私立大学・私立短大・私立高専の奨学金を受給している（受給する予定）場合	・金額が分かる書類（奨学金証明等） （※奨学金の受給申請書に提出していることが授業料減免の要件の一つとなっています。ただし、入学した期についてはこの限りではありません。）	奨学金の実施者	☐	
2	世帯の中に令和2年1月～申請日まで以前に 又は新たに転入した方がいる場合	・戸籍（又は世帯）異動証明書 ・最近3か月分の給与支払明細書（写） ・年金等の源泉徴収票（写） ・年金等改正通知書（写） ・年金等支払通知書（写）	左記のいずれか （令和2年1～3月の所得税 課税がわかるもの）	税務・税務後の勤務先	☐
3	世帯の中に年金・高齢等受給者がいる場合	・年金等の源泉徴収票（写） ・年金等改正通知書（写） ・年金等支払通知書（写）	左記のいずれか （令和2年1～3月の所得税 課税がわかるもの）	税務・税務後の勤務先	☐
4	世帯の中に雇用保険（失業給付金）受給者が いる場合	・雇用保険受給資格者証（写） ・失業給付金受給通知書（写） ・失業給付金決定通知書（写） ・失業給付金決定通知書（写）	左記のいずれか （失業給付金受給通知書 がわかるもの）	職業安定所	☐
5	生活保護受給世帯である場合	・保護開始（変更）通知書（写） ・支給決定通知書（写） ・支給決定通知書（写）	左記のいずれか （支給決定通知書がわかるもの）	福祉事務所等	☐
6	児童扶養手当受給世帯である場合	・児童扶養手当受給者証（写） ・児童扶養手当決定通知書（写） ・児童扶養手当決定通知書（写） ・児童扶養手当決定通知書（写）	左記のいずれか （児童扶養手当受給者証がわかるもの）	市区町村役場	☐
7	臨時的就労による場合 （申請前年10月以降に発生、退職金、所得 税、社会保険料等）	・退職所得の源泉徴収票（写） ・退職金支払通知書（写） ・退職金支払通知書（写） ・確定申告書（写）	左記のいずれか （退職所得の源泉徴収票がわかるもの）	勤務先・保険会社等	☐
8	学生本人が10月以降に退職し て収入が10月以降に発生している 場合	・2020年の源泉徴収票（写） ・最近3か月分の給与支払明細書（写） ・その他の収入額を確認できる書類	左記のいずれか	勤務先	☐

- ・「添付書類印刷」を押下すると、添付書類の一覧が PDF で表示されます。

art_PrintPreview.aspx - Google Chrome
https://saaku/wate-puac/js/aa_web_T/art_PrintPreview.aspx

art_PrintPreview.aspx 1 / 1 100% +

必ず提出する書類（次のすべての書類）

No.	提出する書類	注意事項	本人確認
1	授業料減免等申請書（様式第1号） 家庭状況調査書（様式第2号）	・留学生の方は別紙「外国人留学生状況等申請書」も提出すること。 ・留学生本人、就学者（学校に通っている人）を除く世帯内全員分を提出すること。 ・学生本人が独立生活計となる場合は、学生本人分も必要です。 ・短期、年金受給者、専業主婦でも提出が必要です。 ・申請時点で発行を受けていることが最も最新のものを提出してください。 ・前期申請時点では前々年、後期申請時点では前年の収入に基づく所得税証明を提出すること。 ・所得金額と課税額が両方に記載されているものを提出すること。 ・原本を提出すること。（写し不可）	☐
2	所得・課税証明書 （市町村が発行する最新のものを）	・所得（又は年収）税証明書を ・最近3か月分の給与支払明細書（写） ・年金等の源泉徴収票（写） ・年金等改正通知書（写） ・年金等支払通知書（写）	☐
3	確定申告書の写し 又は 源泉徴収票の写し	・授業の中で「収入が給与所得のみで確定申告をしていない方」については、源泉徴収票の写しを提出すること。 ・申請前年の所得・収入が確認できるものを提出すること。 ・確定申告書・申請する年の1月以降に税務署等に提出した申告書の本人提出の写し ・源泉徴収票・申請する年の1月以降に交付されたものの写し	☐

該当事項に応じて提出する書類

No.	該当事項	提出する書類	提出場所	本人確認	
1	日本学生支援機構の奨学金、私立大学・私立短大・私立高専の奨学金を受給している（受給する予定）場合	・金額が分かる書類（奨学金証明等） （※奨学金の受給申請書に提出していることが授業料減免の要件の一つとなっています。ただし、入学した期についてはこの限りではありません。）	奨学金の実施者	☐	
2	世帯の中に令和2年1月～申請日まで以前に転入した方がいる場合	・戸籍（又は世帯）異動証明書 ・最近3か月分の給与支払明細書（写） ・年金等の源泉徴収票（写） ・年金等改正通知書（写） ・年金等支払通知書（写）	左記のいずれか （令和2年1～3月の所得税 課税がわかるもの）	税務・税務後の勤務先	☐
3	世帯の中に年金・高齢等受給者がいる場合	・年金等の源泉徴収票（写） ・年金等改正通知書（写） ・年金等支払通知書（写）	左記のいずれか （令和2年1～3月の所得税 課税がわかるもの）	税務・税務後の勤務先	☐
4	世帯の中に雇用保険（失業給付金）受給者が いる場合	・雇用保険受給資格者証（写） ・失業給付金受給通知書（写） ・失業給付金決定通知書（写） ・失業給付金決定通知書（写）	左記のいずれか （失業給付金受給通知書 がわかるもの）	職業安定所	☐
5	生活保護受給世帯である場合	・保護開始（変更）通知書（写） ・支給決定通知書（写） ・支給決定通知書（写）	左記のいずれか （支給決定通知書がわかるもの）	福祉事務所等	☐
6	児童扶養手当受給世帯である場合	・児童扶養手当受給者証（写） ・児童扶養手当決定通知書（写） ・児童扶養手当決定通知書（写） ・児童扶養手当決定通知書（写）	左記のいずれか （児童扶養手当受給者証がわかるもの）	市区町村役場	☐
7	臨時的就労による場合 （申請前年10月以降に発生、退職金、所得 税、社会保険料等）	・退職所得の源泉徴収票（写） ・退職金支払通知書（写） ・退職金支払通知書（写） ・確定申告書（写）	左記のいずれか （退職所得の源泉徴収票がわかるもの）	勤務先・保険会社等	☐
8	学生本人が10月以降に退職し て収入が10月以降に発生している 場合	・2020年の源泉徴収票（写） ・最近3か月分の給与支払明細書（写） ・その他の収入額を確認できる書類	左記のいずれか	勤務先	☐

- ・一覧を印刷のうえ、必要な添付書類がそろっていることをチェックし、申請書とともに提出してください。

～ 注意 ～

システムからの登録だけでは申請したことにはなりません。

期限までに申請書に必要な書類を添付して窓口に出してください。